

グリーンカーテン フォトコンテストを開催します

問合せ 環境課 環境保全担当
☎ (38) 0401

町では、省エネにもつながる「グリーンカーテン」を推奨しています。そこで、皆さんがご家庭や事務所でチャレンジしていただいている「グリーンカーテン」の写真で「フォトコンテスト」を開催します。ご自慢のグリーンカーテンをご応募ください。

参加対象者

- ◇個人部門 令和2年度に、町内の自ら居住する住宅へグリーンカーテンを設置した方
- ◇団体部門 令和2年度に、町内の事業所、学校などに、グリーンカーテンを設置した団体

応募期間 8月3日(月)～9月30日(水)【必着】

応募方法

- ①環境課(環境センター) 窓口もしくは、町ホームページからダウンロードして、応募用紙を取得する。
- ②応募用紙に必要事項を記入する。
- ③設置状況の写真(2～3枚程度)を用意する。
- ④環境課まで持参または、郵送、電子データで応募する。

審査方法 部門ごとに提出書類、写真により審査します。

結果公表

入賞した応募者には、個別に連絡します。審査結果については、「広報すぎと」と町ホームページにてお知らせします。

表彰等

応募者全員に記念品を贈呈するほか、入賞した作品には賞状及び副賞を贈呈します。

～グリーンカーテンの効果～

アサガオやゴーヤなどのつる性植物を窓側に繁茂させると、日陰を生み出し、室温の上昇が抑えられます。また、植物の間を通り抜ける風が冷やされ、家の中を快適にすることができます。



■グリーンカーテンにチャレンジする皆さんへ、ゴーヤの苗を配布します！

配布日時 6月16日(火) 10時～15時

配布場所 役場本庁舎1階会議室前

対象 50世帯(町内在住の方に限ります) **配布物** 1世帯あたりゴーヤ苗2本

配布数 100本 ※配布数量に達し次第、配布を終了させていただきます。



狂犬病予防注射の手続き変更のお知らせ

問合せ 環境課 環境保全担当
☎ (38) 0401

令和2年度に実施を予定していた狂犬病予防集合注射は、新型コロナウイルスに係る緊急事態宣言が発令されたことを受け、その感染拡大を防止するため中止となりました。ご利用を予定されていた皆様には多大なるご迷惑をおかけしました。

犬の飼い主には、飼い犬に毎年1回狂犬病予防注射を受けさせることが狂犬病予防法により義務付けられています。今年度については、下記の手続きのご利用をお願いします。

【手続き方法】

①動物病院等で狂犬病予防注射を受けてください。

事前に受診する動物病院へ連絡のうえ、「予防注射のお知らせ」ハガキ、注射費用をご持参ください。注射費用、診療時間、休診日などについては、各医院に直接お問合せください。窓口の混雑緩和のため、必ず事前連絡をお願いします。

②「狂犬病予防注射済票」の交付を受けてください。

下記の動物病院では、注射後に動物病院の窓口にて「狂犬病予防注射済票」の交付が可能です。

※別途、注射済票交付代金(550円)が必要です。

病院名	住所	電話番号
やまと動物病院	杉戸町高野台西1-5-9	(32) 7440
杉戸動物病院	杉戸町清地1-2-2	(34) 3666
渡部犬猫病院	杉戸町下高野746-11	(34) 1831
小野寺犬猫病院	杉戸町杉戸3-6-12	(34) 5337
伊藤動物病院	宮代町学園台2-2-1	(35) 2211
たかやなぎ動物病院	宮代町中央2-12-10	(33) 0666
大橋動物病院	幸手市東2-6-5	(43) 3606

◎左記の動物病院以外で注射を受けた場合

注射後に発行される注射証明書と「予防注射のお知らせ」ハガキ、注射済票交付代金(550円)をご持参のうえ、杉戸町環境課(杉戸町環境センター内)窓口までお手続きをお願いします。(平日：8時30分～17時15分)



※狂犬病予防法では、6月30日(火)までの予防接種が義務付けられていますが、今年度においては7月以降の接種が認められています。

不要不急のごみや資源物の排出はご遠慮ください

問合せ 環境課 廃棄物資源担当
☎ (38) 0401

新型コロナウイルスの感染拡大により、ごみ処理や資源化の流れが滞る可能性があるため、下記のとおりご協力くださいますようお願いいたします。

■不要不急の家の片付け等は、できる限りご遠慮ください。

特に急ぎではない片付け等でごみや資源物の排出は、当面の間ご遠慮いただき、日常生活を送るうえでやむを得ず出てしまうごみや資源物のみ排出いただくようご協力ください。



■春の衣替えで出た古着等の排出は、できる限り延期をお願いします。

世界的な流通の混乱や経済の停滞により、特に大部分を東南アジアの国々に依存している「古着・古布」のリサイクルが滞っています。

せっかくりサイクルのためにお出しいただいた「古着・古布」が適正に資源化されない恐れがあることから、春の衣替え等で出た「古着・古布」等の排出をできる限り延期してください。



ポイ捨てのないきれいな町にしましょう

問合せ 環境課 環境保全担当
☎ (38) 0401

町内各所でさまざまな清掃活動が行われ、きれいな町が維持されています。しかしながら、一部地域では、いまだに空き缶やタバコの吸殻のポイ捨てなどが見られます。

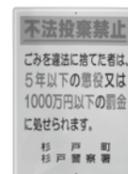
埼玉県ごみの散乱防止に関する条例では「何人も、みだりにごみを捨ててはならない。(第9条)」と規定されています。

きれいな町を実現するために、町・町民・事業者のそれぞれの立場で「ポイ捨てをしない、させない」という自覚を持ち、できることから始めましょう。



【町】

環境改善に関する意識啓発を実施します。不法投棄防止の一環として、看板の配布を行っております。詳しくは、担当までお問合せください。



【町民】

自らごみの散乱の防止に努めるとともに、屋外で自分が出したごみを持ち帰り、またはごみ箱に正しく廃棄してください。



【喫煙をする方】

屋外で喫煙する時は、吸殻を定められた場所に廃棄してください。吸殻のポイ捨ては、火災へ繋がる危険がありますので、絶対にやめましょう。



【事業者】

事業活動を行うにあたり、ごみの散乱の防止に努めましょう。

【ペットの飼い主】

ペットを同伴して外出する時は、排せつ物を処理するための用具を携行し、ペットが排せつしたときは適正に処理してください。



【土地所有者】

所有する土地にごみが捨てられないように、適切に管理する責任があります。あき地の管理も土地所有者の責任です。雑草が繁茂すると、不法投棄や火災の危険も高まるため、適正な維持管理に努めてください。自身での除草等が困難な場合は、業者などに依頼して、有料で除草してもらう方法もありますので、ご検討ください。

アイドリング・ストップを心がけましょう

問合せ 環境課 環境保全担当
☎ (38) 0401

埼玉県生活環境保全条例により、自動車の運転者に対して駐停車中のアイドリング・ストップが義務付けられています。

～アイドリング・ストップの効果～

- ・省エネ
 - ・窒素酸化物、浮遊粒子状物質による大気汚染の防止
 - ・二酸化炭素による地球温暖化の抑制
 - ・騒音、悪臭の削減
- 乗用車では、1日10分間のアイドリング・ストップで約0.14リットルのガソリンを節約できます。

■こんなときは、アイドリング・ストップ！

- ・買い物などに出かけて駐車するとき
- ・車で人待ちをするとき
- ・荷物の積卸しをするとき
- ・車中で休憩するとき

